

「首都直下地震の復興対策のあり方に関する検討会」（第 2 回）
議事概要

1．検討会の概要

日時：平成 19 年 3 月 6 日（火）10:00～12:00

場所：アルカディア市ヶ谷 4 階 鳳凰

出席者：澤井座長、永松、中林、山中、大牟田、中村（晶）、樋高 各委員、
増田内閣府政策統括官、丸山内閣府官房審議官、上田参事官、西川参事官、上杉
参事官、篠原参事官、池内参事官 他

2．議事概要

首都機能の維持は、東京だけではなく、オールジャパンで考えることが必要。金融、経済面での IT も含む関西の強化により、バックアップ機能の整備を進めるべき。

復興に対する国の考えを、広報により、住民が知らされることが非常に重要。区画整理など住民自身に関わりのあることについて、阪神・淡路大震災の時のように、押しつけるような形で突然知らされると、住民が反感を抱き、事業の実施にも支障が出る。

復興対策に関して国がやることには、国が実施主体となるものと、自治体が行うために国が枠組みを準備するものがある。特に後者は、事前の復興準備、災害後の枠組みも含めたくさんあり、重要。また、復旧・復興と応急活動とは連続的であり、併せて考えねばならない。復興計画については、国の方針を住民に示すことも重要。国が首都圏整備計画相当の規模でグランドデザインを示し、自治体の計画との調整を図るべき。

復旧・復興には、付加価値ベースで、官の 2 倍以上の資金が民間で必要になる。緊急性の低い復興事業は後にまわして官の復興需要を分散させ、民間の復興を優先させる考え方もある。災害復旧事業を 3 年以内実施することを求める現行制度に柔軟性を持たせることも必要。復興基金には、単年度会計、予算先決主義などの財政原則から自由になる等の効果があるが、一方で、政治プロセスを排除することの是非もあり、必要最低限に留めるべき。

復興計画に関する制度的整備がなされておらず、枠組みをつくって欲しい。その場合にも、市町村が最前線でやることをしっかり位置づけてほしい。

財政面からは、法人が早く立ち直り、税収が上がるのが重要。一方で、住民は、法人の従業員でもある。住民の生活、法人ともに大切。復興対策の優先順位について、自治体と国とが調整しながら対応するための枠組みづくりが必要。住民対応は、自治体の責務。

被災者支援では、被災者毎の生活復興までのイメージに応じて支援できるよう、関連法制度の枠組み見直しが必要。そのとき、バウチャー方式や現金支給も検討すべき。また、応急修理から再建修理、耐震補強までの連続復興の視点に立った、住宅の補修対策の充実が必要。働き盛りの人の暮らしの再建は、仕事先と一体。早稲田商店街のように、事業所ごと、商店街ごと移住するようなモデルも考えてはどうか。

被害認定とその調査、その後の都市復興等に活用できる GIS 技術の開発も取り組むべき課題。解体は、被害認定の物証を失わせる側面もあり、早いばかりが良いわけではない。

復興過程が長期化することは、マイナスばかりではない。数年は応急修理等で過ごし、その

後にゆっくりと住宅再建、次の地震に備えた復興と進める、長期的な復興戦略も考えられる。民間賃貸集合住宅の被災も多いと想定されることから、公営住宅を造りすぎることなく借家層の復興をどう進めるか、民間賃貸住宅の再建は、非常に重要。

暮らし・生活の支援については、複線復興（極めて多様な復興プロセス）への対応が重要。時間概念を入れた復興プログラムを作っておくべき。どれだけの時間をかけて、どれだけのことをするかを長い目で評価したときに、何が最適か、検討する必要がある。

証券市場や金融機関が機能停止すれば、国内はもちろん国際的に被害が大きく、社会的に重要な事業所については、BCPを義務付ける社会的規制もあってよい。

東京は生産拠点より需要拠点であり、この市場に依存している全国の企業が影響を受ける。市場をいかに早く回復させるかが重要。また、被災事業所の営業再開をPRするために、各種の社会的組織が情報をとりまとめて発信する、社会的組織によるエンパワーメントが必要。都市の経済はサービス業中心であり、経済復興においては、行政の行う災害対応業務等、事務サービス系の仕事に被災者を雇用することを提案したい。米国FEMAでは、被災者登録のコールセンターに被災者を2,000人雇用しているうえに、職業訓練にもなっている。

被災者に自分で立ち上がる意欲が生まれる仕組みがほしい。支えられる一方で、自分が誰かの支えになる、という関係が非常に大事で、互いにギブアンドテイクできるコミュニティのあり方が望ましい。資格を持った被災者支援のアドバイザーが出向いていく仕組みもほしい。大田区の中小零細企業などは、皆が支えあって、一つの共同体のように生きている。これが崩れてしまうと、仕事がまわらなくなる。そうした地場産業の集積を残しながら復興しなければならないので、時限的な土地利用を考えていかなければいけない。

応急危険度判定の情報の出し方が問題。「修理については今後調査」などとあればよい。がれきの処理は大きな命題。東京では、埋める場所がないので、がれきの減量が必要。そのためには、修理への対応を手厚くする必要がある。民間特定優良賃貸住宅について、修理の補助ができないか。生活再建支援法は、解体に300万円出るが、修理には支払われない。がれき撤去作業のための重機の手配も問題。首都直下地震では相当広い範囲で需要が高まる。考え方の整理が必要。また、処分をどうするかは、避けて通れない問題。

住宅の補修や再建に対する補助に関して、公的資金を個人資産に対して投入することの是非は法律的には明記されていない。制度面の検討が必要。

首都機能維持には情報（データストック、フロー、ネットワーク）の維持も大切。

復興フィナンシャルプランナーの資格制度をつくり、NPOを養成し、災害が起きたときに、被災地に派遣する制度があってもよいのではないか。

罹災証明の判定結果をGISで区・都・国などが共有できる仕組みを作らなければならない。東京都では、固定資産税台帳が都で一括管理されており、各区はそのデータを持っていないという特徴がある。区は家屋台帳を持っておらず、現状では被害認定を担当することは無理。

連絡先・問い合わせ先

内閣府 災害復旧・復興担当

参事官補佐 塩 本

主査 浅 川

TEL 03-3501-5191（直通）